

議 第 175 号

令和 7 年 9 月 1 日提出

熊本市交通事業の設置等に関する条例の一部改正について

熊本市交通事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「55両」を「65両」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

（提出理由）

事業用客車の総数の上限を変更するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第51号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条 【略】</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第2条 交通事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 交通事業の次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 事業区域 熊本市の区域内</p> <p>(2) 営業キロメートル数 13キロメートル以内</p> <p>(3) 事業用客車の総数 <u>6.5両</u>以内</p> <p>第3条～第7条 【略】</p>	<p>第1条 【略】</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第2条 交通事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 交通事業の次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 事業区域 熊本市の区域内</p> <p>(2) 営業キロメートル数 13キロメートル以内</p> <p>(3) 事業用客車の総数 <u>5.5両</u>以内</p> <p>第3条～第7条 【略】</p>

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。